◎新潟県告示第496号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、新発田市の新発田土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和３年４月16日

新潟県新発田地域振興局長

１　就　任

監事　新発田市東新町四丁目８番11号　　飯田　芳夫

就任年月日　令和３年４月１日